

総務企画委員会記録
<第1号>

令和7年第2回沖縄県議会（5月臨時会）

令和7年5月9日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和7年5月9日 金曜日
開 会 午前10時17分
散 会 午前10時25分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 専決処分の承認について
- 2 乙第2号議案 専決処分の承認について
- 3 議案の採決

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	高 橋 真
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	島 尻 忠 明
委 員	呉 屋 宏
委 員	島 袋 大
委 員	幸 喜 愛
委 員	玉 城 健一郎
委 員	仲宗根 悟
委 員	渡久地 修

委員 当山勝利
委員 大田守

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

総務部長 宮城嗣吉

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 ただいま通知しました、令和7年第2回沖縄県議会（5月臨時会）総務企画委員会乙号議案説明資料を御覧ください。

それでは、概要について、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

乙号議案一覧表にありますとおり、本日は、承認議案2件の審査をよろしくお願いいたします。

3ページを御覧ください。

乙第1号議案専決処分の承認について、御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部が改正され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、自動車税等の課税標準の特例の適用期限の延長等の必要があり、沖縄県税条例の一部改正について、令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の概要としては、1つ目に、軽油引取税の課税について、課税標準から

既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化するものであります。

2つ目に、不動産取得税について、農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長するものであります。

3つ目に、自動車税について、路線バス等のうち、一定のノンステップバス及びリフト付バスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割等の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長するものであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行しております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 8ページを御覧ください。

乙第2号議案専決処分の承認について、御説明いたします。

この議案は、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域経済牽引事業の促進に

よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、適用期限を延長する必要があるとあり、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の概要としては、1つ目に、沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業イノベーション促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区及び離島地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例を令和9年3月31日まで2年間延長するとともに、規定を整理するものであります。

2つ目に、地域未来投資促進法に基づく促進区域における不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例を令和10年3月31日まで3年間延長するものであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行しております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の方法について協議)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

乙第1号議案専決処分の承認について、乙第2号議案専決処分の承認についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第2号議案は、これを承認することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は、終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 西 銘 啓史郎